

変更後	変更前																
<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第2条第1項の「トマト」とは、完熟した赤色の、又は赤みを帯びたトマト (<i>Lycopersicon esculentum</i> P. Mill) の果実をいう。</p> <p>2 規約第2条第1項の「濃縮トマト」とは、トマトを破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去した後濃縮したもの（粉末状及び固形状のものを除く。）で、無塩可溶性固形分が8パーセント以上のものをいう。</p> <p>3 規約第2条第1項第3号アのトマトジュースは、無塩可溶性固形分が4パーセント以上のものをいい、同号イのトマトジュースは、無塩可溶性固形分が4パーセント以上8パーセント未満のものをいう。</p> <p>4 規約第2条第1項第10号の「全形若しくは立方形状等の形状」及び「充てん液」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 形状</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全形</td> <td>果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のもの</td> </tr> <tr> <td>2つ割り</td> <td>全形をほぼ2分の1に切断したもの</td> </tr> <tr> <td>4つ割り</td> <td>全形をほぼ4分の1に切断したもの</td> </tr> <tr> <td>輪切り</td> <td>全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のもの</td> </tr> <tr> <td>くさび形</td> <td>全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のもの</td> </tr> <tr> <td>立方形状</td> <td>全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形状のもの</td> </tr> <tr> <td>不定形</td> <td>全形を不定形に破碎したもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 充てん液</p> <p>ア トマトジュース、トマトピューレー又はトマトペースト若しくはこれにセルリー、ピーマン、たまねぎ等の野菜類を細切りしたもの（野菜類の搾汁を含む。）を加えたもの</p> <p>イ 水</p> <p>ウ ア又はイに食塩、砂糖類、香辛料等（野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加え</p>	用語	定 義	全形	果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のもの	2つ割り	全形をほぼ2分の1に切断したもの	4つ割り	全形をほぼ4分の1に切断したもの	輪切り	全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のもの	くさび形	全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のもの	立方形状	全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形状のもの	不定形	全形を不定形に破碎したもの	<p>(定義)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規約第2条第1項第3号アのトマトジュースは、無塩可溶性固形分が4パーセント以上のものをいい、同号イのトマトジュースは、無塩可溶性固形分が4パーセント以上8パーセント未満のものをいう。</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 充てん液</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ ア又はイに食塩、砂糖類、香辛料等（野菜類 <u>（きのこ類及び山菜類を含む。以下同じ。）</u>）以</p>
用語	定 義																
全形	果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のもの																
2つ割り	全形をほぼ2分の1に切断したもの																
4つ割り	全形をほぼ4分の1に切断したもの																
輪切り	全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のもの																
くさび形	全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のもの																
立方形状	全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形状のもの																
不定形	全形を不定形に破碎したもの																

変更後		変更前									
<p>たもの</p> <p>(必要な表示事項の表示基準)</p> <p>第2条 規約第3条第1項に規定する必要な表示事項は、次の基準により表示するものとする。</p>		<p>外の農畜水産物及び着色料を除く。)を加えたもの</p> <p>(必要な表示事項の表示基準)</p> <p>第2条 規約第3条第1項に規定する必要な表示事項は、次の基準により表示するものとする。<u>ただし、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)により、表示の方法について基準が定められているものについては、当該基準により表示する。</u></p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表示基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td> <p><u>容器包装</u>のみやすい場所に、次の名称をそれぞれ表示する。ただし、「名称」の文字については、「品名」と表示することができる。</p> <p>(1) トマトピューレーにあつては「トマトピューレー」</p> <p>(2) トマトペーストにあつては「トマトペースト」</p> <p>(3) トマトジュースにあつては「トマトジュース」ただし、濃縮トマトを希釈して製造したものにあつては「トマトジュース(濃縮トマト還元)」</p> <p>(4) トマトミックスジュースにあつては「トマトミックスジュース」</p> <p>(5) トマト果汁飲料にあつては「トマト果汁飲料」</p> <p>(6) トマトケチャップにあつては「トマトケチャップ」</p> <p>(7) トマトソースにあつては「トマトソース」</p> <p>(8) トマトミックスソースにあつては「トマトミックスソース」</p> <p>(9) チリソースにあつては「チリソース」</p> <p>(10) 固形トマトのうち充てん液を加えていないものにあつては「トマト・ドライパック」</p> <p>固形トマトのうち充てん液としてトマトジュースを加えたものにあつては「<u>トマト・ジュースづけ</u>」</p> </td> </tr> </tbody> </table>		表示基準		名称	<p><u>容器包装</u>のみやすい場所に、次の名称をそれぞれ表示する。ただし、「名称」の文字については、「品名」と表示することができる。</p> <p>(1) トマトピューレーにあつては「トマトピューレー」</p> <p>(2) トマトペーストにあつては「トマトペースト」</p> <p>(3) トマトジュースにあつては「トマトジュース」ただし、濃縮トマトを希釈して製造したものにあつては「トマトジュース(濃縮トマト還元)」</p> <p>(4) トマトミックスジュースにあつては「トマトミックスジュース」</p> <p>(5) トマト果汁飲料にあつては「トマト果汁飲料」</p> <p>(6) トマトケチャップにあつては「トマトケチャップ」</p> <p>(7) トマトソースにあつては「トマトソース」</p> <p>(8) トマトミックスソースにあつては「トマトミックスソース」</p> <p>(9) チリソースにあつては「チリソース」</p> <p>(10) 固形トマトのうち充てん液を加えていないものにあつては「トマト・ドライパック」</p> <p>固形トマトのうち充てん液としてトマトジュースを加えたものにあつては「<u>トマト・ジュースづけ</u>」</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表示基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td> <p><u>容器又は包装</u>のみやすい場所に、次の名称をそれぞれ表示する。ただし、「名称」の文字については、「品名」と表示することができる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 固形トマトのうち充てん液を加えていないものにあつては「トマト・ドライパック」</p> <p>固形トマトのうち充てん液としてトマトジュースを加えたものにあつては「<u>トマトジュースづけ</u>」</p> </td> </tr> </tbody> </table>		表示基準		名称	<p><u>容器又は包装</u>のみやすい場所に、次の名称をそれぞれ表示する。ただし、「名称」の文字については、「品名」と表示することができる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 固形トマトのうち充てん液を加えていないものにあつては「トマト・ドライパック」</p> <p>固形トマトのうち充てん液としてトマトジュースを加えたものにあつては「<u>トマトジュースづけ</u>」</p>
表示基準											
名称	<p><u>容器包装</u>のみやすい場所に、次の名称をそれぞれ表示する。ただし、「名称」の文字については、「品名」と表示することができる。</p> <p>(1) トマトピューレーにあつては「トマトピューレー」</p> <p>(2) トマトペーストにあつては「トマトペースト」</p> <p>(3) トマトジュースにあつては「トマトジュース」ただし、濃縮トマトを希釈して製造したものにあつては「トマトジュース(濃縮トマト還元)」</p> <p>(4) トマトミックスジュースにあつては「トマトミックスジュース」</p> <p>(5) トマト果汁飲料にあつては「トマト果汁飲料」</p> <p>(6) トマトケチャップにあつては「トマトケチャップ」</p> <p>(7) トマトソースにあつては「トマトソース」</p> <p>(8) トマトミックスソースにあつては「トマトミックスソース」</p> <p>(9) チリソースにあつては「チリソース」</p> <p>(10) 固形トマトのうち充てん液を加えていないものにあつては「トマト・ドライパック」</p> <p>固形トマトのうち充てん液としてトマトジュースを加えたものにあつては「<u>トマト・ジュースづけ</u>」</p>										
表示基準											
名称	<p><u>容器又は包装</u>のみやすい場所に、次の名称をそれぞれ表示する。ただし、「名称」の文字については、「品名」と表示することができる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 固形トマトのうち充てん液を加えていないものにあつては「トマト・ドライパック」</p> <p>固形トマトのうち充てん液としてトマトジュースを加えたものにあつては「<u>トマトジュースづけ</u>」</p>										

変更後		変更前	
	<p>固形トマトのうち充てん液としてトマトピューレーを加えたものにあつては「<u>トマト・ピューレーづけ</u>」</p> <p>固形トマトのうち充てん液としてトマトペーストを加えたものにあつては「<u>トマト・ペーストづけ</u>」</p> <p>固形トマトのうち充てん液として水を加えたものにあつては「トマト・水煮」</p> <p>固形トマトであつてセルリー等の野菜類が入ったもの又は皮付きのものにあつては品名の次に<u>括弧</u>を付してそれぞれ「野菜入り」又「皮付き」と表示する。</p>		<p>固形トマトのうち充てん液としてトマトピューレーを加えたものにあつては「<u>トマトピューレーづけ</u>」</p> <p>固形トマトのうち充てん液としてトマトペーストを加えたものにあつては「<u>トマトペーストづけ</u>」</p> <p>固形トマトのうち充てん液として水を加えたものにあつては「トマト・水煮」</p> <p>固形トマトであつてセルリー等の野菜類が入ったもの又は皮付きのものにあつては品名の次に<u>かっこ</u>を付してそれぞれ「野菜入り」又「皮付き」と表示する。</p>
形状	<p>(1) 固形トマトについて表示する。</p> <p>(2) 「形状」の文字のあとに、次に定めるところによりそれぞれ表示する。全形にあつては「全形」と、2つ割りにあつては「2つ割り」と、4つ割りにあつては「4つ割り」と、立方形にあつては「立方形」と、輪切りにあつては「輪切り」と、くさび形にあつては「くさび形」と、不定形にあつては「不定形」と、その他のものにあつてはその形状を最もよく<u>表す</u>用語を表示する。</p>	形状	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 「形状」の文字のあとに、次に定めるところによりそれぞれ表示する。全形にあつては「全形」と、2つ割りにあつては「2つ割り」と、4つ割りにあつては「4つ割り」と、立方形にあつては「立方形」と、輪切りにあつては「輪切り」と、くさび形にあつては「くさび形」と、不定形にあつては「不定形」と、その他のものにあつてはその形状を最もよく<u>表わす</u>用語を<u>もつて</u>表示する。</p>
原材料名・ 添加物	<p>「原材料名」の文字のあとに、次に定めるところにより表示する。</p> <p>(1) トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト、トマトケチャップ、トマトソース、トマトミックスソース、<u>チリソース及びその他トマトを主原料とした食品</u></p> <p><u>使用した原材料を、次に定めるところによりア及びイの区分により表示すること。</u></p> <p>ア <u>添加物</u>以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の<u>高い</u>もの</p>	原材料名	<p>「原材料名」の文字のあとに、次に定めるところにより表示する。</p> <p>(1) トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト、トマトケチャップ、トマトソース、トマトミックスソース<u>及びチリソースは、次に定めるところによりア及びイの区分により記載すること。</u></p> <p>ア <u>食品添加物</u>以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の<u>多い</u></p>

変更後	変更前
<p>から順に、次に定めるところにより表示すること。</p> <p>a トマト、トマトの搾汁及び濃縮トマトは、「トマト」と表示すること。</p> <p>b 食酢にあつては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示すること。</p> <p>c bの規定にかかわらず、醸造酢にあつては、「醸造酢」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が1種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。</p> <p>d 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p>e 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、dの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂</p>	<p>ものから順に、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>a トマト、トマトの搾汁及び濃縮トマトは、「トマト」と記載すること。</p> <p>b 食酢にあつては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により記載すること。</p> <p>c bの規定にかかわらず、醸造酢にあつては、「醸造酢」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって記載することができる。この場合において、記載する醸造酢が1種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。</p> <p>d 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。</p> <p>e 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、dの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂</p>

変更後	変更前
<p>糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の<u>高い</u>ものから順に<u>表示</u>すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「<u>砂糖・ぶどう糖果糖液糖</u>」又は「<u>砂糖・異性化液糖</u>」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と<u>表示</u>することができる。</p> <p>f aからeまでに規定するもの以外のものであつては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって<u>表示</u>すること。</p> <p>イ <u>添加物</u>は、添加物に占める重量の割合の<u>高い</u>ものから順に、<u>食品表示基準第3条第1項</u>の規定に従い表示すること。</p> <p>(2) トマトミックスジュース 使用した原材料を、次に定めるところにより、ア及びイの区分により<u>表示</u>すること。</p> <p>ア <u>添加物</u>以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の<u>高い</u>ものから順に、次に定めるところにより<u>表示</u>すること。</p> <p>a トマトジュースにあつては、「トマトジュース」と<u>表示</u>すること。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあつては、「トマトジュース（<u>濃縮トマト還元</u>）」</p>	<p>糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の<u>多い</u>ものから順に<u>記載</u>すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「<u>砂糖・果糖ぶどう糖液糖</u>」と、<u>砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、</u>砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と<u>記載</u>することができる。</p> <p>f aからeまでに規定するもの以外のものであつては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって<u>記載</u>すること。</p> <p>イ <u>食品添加物</u>は、原材料に占める重量の割合の<u>多い</u>ものから順に、<u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条</u>の規定に従い記載すること。</p> <p>(2) トマトミックスジュース 使用した原材料を、次に定めるところにより、ア及びイの区分により<u>記載</u>すること。</p> <p>ア <u>食品添加物</u>以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の<u>多い</u>ものから順に、次に定めるところにより<u>記載</u>すること。</p> <p>a トマトジュースにあつては、「トマトジュース」と<u>記載</u>すること。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあつては、「トマトジュース（<u>濃縮還元</u>）」と<u>記載</u></p>

変更後	変更前
<p>と表示すること。</p> <p>b 野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものにあっては、「野菜ジュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の<u>高いもの</u>から順に「セルリー」、「セルリー（濃縮還元）」、「にんじん」、「パセリ（粉末還元）」等と表示すること。</p> <p>c トマトジュース並びに野菜類を搾汁したものと及びこれを濃縮したもの以外のものにあっては、(1)のアのbからfまでの規定に従い表示すること。</p> <p>イ <u>添加物</u>は、(1)のイの規定に従い表示すること。</p> <p>(3) トマト果汁飲料及び固形トマト 使用した原材料を、次に定めるところにより、ア及びイの区分により表示すること。</p> <p>ア <u>添加物</u>以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の<u>高いもの</u>から順に、次に定めるところにより、a及びbの区分により表示すること。</p> <p>a トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と表示すること。ただし、トマトピューレー又はトマトペーストは、「濃縮トマト」と表示することができる。</p> <p>b トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト以外のものにあっては、(1)のアのbからfまでの規定に従い表示すること。</p> <p>イ <u>添加物</u>は、(1)のイの規定に従い表示すること。</p>	<p>すること。</p> <p>b 野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものにあっては、「野菜ジュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の<u>多いもの</u>から順に「セルリー」、「セルリー（濃縮還元）」、「にんじん」、「パセリ（粉末還元）」等と記載すること。</p> <p>c トマトジュース並びに野菜類を搾汁したものと及びこれを濃縮したもの以外のものにあっては、(1)のアのbからfまでの規定に従い記載すること。</p> <p>イ <u>食品添加物</u>は、(1)のイの規定に従い記載すること。</p> <p>(3) トマト果汁飲料及び固形トマト 使用した原材料を、次に定めるところにより、ア及びイの区分により記載すること。</p> <p>ア <u>食品添加物</u>以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の<u>多いもの</u>から順に、次に定めるところにより、a及びbの区分により記載すること。</p> <p>a トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と記載すること。ただし、トマトピューレー又はトマトペーストは、「濃縮トマト」と記載することができる。</p> <p>b トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト以外のものにあっては、(1)のアのbからfまでの規定に従い記載すること。</p> <p>イ <u>食品添加物</u>は、(1)のイの規定に従い記載すること。</p>

変更後		変更前	
内 容 量	<p>(1) 「内容量」の文字のあとに、内容重量又は内容体積を表示するものとし、内容重量はグラムまたはキログラムの単位で、内容体積はミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して表示する。ただし、単位価格表示の実施に関し、用いるべき単位が公的に示されている品目にあつては、その単位によって表示する。</p> <p>(2) 固形トマトのうち充てん液を加えたものにあつては、「内容量」にかえて「固形量」及び「内容総量」を表示することとし、「固形量」及び「内容総量」の文字のあとにそれぞれグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。</p>	内 容 量	(略)
賞 味 期 限	<p>賞味期限を表示する場合には、次に定めるところにより表示すること。</p> <p>(1) 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより表示すること。</p> <p>ア <u>平成30年4月1日</u></p> <p>イ <u>30. 4. 1</u></p> <p>ウ <u>2018. 4. 1</u></p> <p>エ <u>18. 4. 1</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定めるところにより表示すること。</p> <p>ただし、(1)に定めるところにより、表示することを妨げない。</p> <p>ア <u>平成30年4月</u></p> <p>イ <u>30. 4</u></p> <p>ウ <u>2018. 4</u></p> <p>エ <u>18. 4</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) (1)及び(2)のイ、ウ又はエの場合であ</p>	賞 味 期 限	<p>賞味期限を表示する場合には、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(1) 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>ア <u>平成21年4月1日</u></p> <p>イ <u>21. 4. 1</u></p> <p>ウ <u>2009. 4. 1</u></p> <p>エ <u>09. 4. 1</u></p> <p>オ <u>210401</u></p> <p>カ <u>090401</u></p> <p>(2) 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ただし、(1)に定めるところにより、記載することを妨げない。</p> <p>ア <u>平成21年4月</u></p> <p>イ <u>21. 4</u></p> <p>ウ <u>2009. 4</u></p> <p>エ <u>09. 4</u></p> <p>オ <u>2104</u></p> <p>カ <u>0904</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

変更後		変更前	
	<u>って、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」を表示すること。</u>		
保 存 の 方 法	製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と表示すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。	保 存 方 法	製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。
使 用 上 の 注 意	<p>使用上の注意は、トマト加工品の種類に応じて、次の例により表示すること。</p> <p>(1) 飲み残しは、ガラス製又は陶磁製の容器に<u>移し替えて</u>ふたをし、冷蔵庫に保存し、翌日中にお飲み下さい（トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料）。</p> <p>(2) 開せん後は口部を清潔にし、ふたをしっかりと閉めて冷蔵庫に保存の上、なるべくお早めにお使い下さい（トマトソース、トマトケチャップ、トマトミックスソース、チリソース）。</p> <p>(3) 召し上がるときはよく冷やし、よくふってから開かんして下さい（トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料）。</p> <p>(4) 開かん後はすぐお飲み下さい（トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料）。</p> <p>(5) 一度開せんしたら変質しやすいので、なるべくお早めに使い切るようにして下さい（トマトピューレー、トマトペースト、固形トマト）</p> <p>(6) <u>内面塗装缶以外を使用した缶詰にあつては、「開缶後はガラス等の容器に移し替えること」等と表示する。</u></p>	使 用 上 の 注 意	<p>使用上の注意は、トマト加工品の種類に応じて、次の例により表示すること。</p> <p>(1) 飲み残しは、ガラス製又は陶磁製の容器に<u>移しかえて</u>ふたをし、冷蔵庫に保存し、翌日中にお飲み下さい（トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料）。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>内面塗料かんを使用していないものにあつては、「使用上の注意」の文字の後に「このかんは内面塗料かんではありませんので、飲み残しはガラス製又は陶磁製の容器に移してからふたを</u></p>

変更後		変更前	
			<u>して下さい。」と8ポイント活字以上の大きさの文字で明りょうに表示する。</u>
原産国名	輸入品にあつては原産国名を <u>表示</u> すること。	原産国名	輸入品にあつては原産国名を <u>記載</u> すること。
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	<p><u>食品表示基準第3条第1項の規定に基づき、表示内容に責任を有する者として、製造者、販売者、加工者又は輸入者の氏名又は名称及び住所を表示する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	製造者等の氏名又は名称及び住所	<p>(1) 「<u>製造者</u>」の文字のあとに製造者の氏名（法人にあつてはその名称）及び住所（法人にあつては本社の所在地）並びに製造所の所在地を表示する。ただし、製造所の所在地の代わりにあらかじめ消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（以下「<u>固有記号</u>」という。）を製造者の氏名に近接した箇所に表示することができる。</p> <p>(2) 製造者の氏名及び住所の代わりに販売者の氏名（法人にあつてはその名称）及び住所をもって表示する場合は「<u>販売者</u>」の文字のあとに販売者の氏名及び住所並びに固有記号を販売者の氏名に近接した箇所に表示する。</p> <p>(3) <u>かん詰</u>にあつては、<u>固有記号</u>を<u>かんぶた</u>に表示することができる。</p> <p>(4) 輸入品にあつては、「<u>輸入者</u>」の文字の後に輸入者の氏名（法人にあつてはその名称）及び住所を表示する。</p>
製造者又は加工者の氏名又は名称	<p>(1) <u>製造所又は加工所（食品の製造又は加工（当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工（調整及び選別を含む。）に限る。以下この表において同じ。）が行われた場所）の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者（食品を調整又は選別した者を含む。）の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称）を表示する。</u></p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、<u>食品関連事</u></p>	(新規)	(新規)

変更後	変更前
<p><u>業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所（食品の製造又は加工が行われた場所。以下この項において同じ。）の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地。以下この表において同じ。）又は製造者若しくは加工者（食品を調整又は選別した者を含む。以下この項において同じ。）の氏名若しくは名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称。以下この項において同じ。）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。</u></p> <p><u>(3) (1)の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあっては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。</u></p> <p><u>ア 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先</u></p> <p><u>イ 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）</u></p>	

変更後		変更前	
	<u>ウ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号</u>		
2	規約第3条第1項第1号から <u>第10号</u> までに掲げる事項の表示は、 <u>容器包装</u> の見やすい場所に次により表示する。 (1) 表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とする。 (2) 表示に用いる文字は、 <u>日本工業規格 Z 8305 (1962) (以下、「J I S Z 8305」という。)</u> に <u>定める</u> 8ポイント活字以上の大きさの統一のとれた活字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、 <u>J I S Z 8305に定める</u> 5.5ポイント活字以上の大きさとする事ができる。	2	規約第3条第1項第1号から <u>第9号</u> までに掲げる事項の表示は、 <u>容器又は包装</u> の見やすい場所に次により表示する。 (1) (略) (2) 表示に用いる文字は、8ポイント活字以上の大きさの統一のとれた活字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150cm ² 以下のものにあつては、5.5ポイント活字以上の大きさとする事ができる。
	<u>(削除)</u>	3	<u>規約第3条第2項第3号の「トマト果汁飲料」のトマト果汁含有率については、過去1年間の当該商品の生産数量及びその原料として使用した品目別内訳数量に関する使用明細の資料の提出を求め、商品の生産数量と使用原料の対比によりこれを判定するものとする。</u> <u>更に、事業者の工場において原料の仕入れ、製品の製造及び出荷に関する帳簿等を調査するものとする。</u>
3	規約第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の表示は次に定めるところにより表示しなければならない。 濃縮した度合い トマトの搾汁を (1) トマトピューレー及びトマトペーストについて表示する。 (2) 濃縮度合は「トマトを裏ごししておよそ3倍に濃縮してあります。」等と表示しなければならない。 いる旨 濃縮トマトを使用して (1) トマトジュースについて表示する。 (2) 「濃縮トマト還元」の文言を、 <u>J I S Z 8305に定める</u> 14ポイント活字以上の大きさの文字で、 <u>商品名の表示の同一視野内に表示すること。</u>	4	(略) 濃縮した度合い トマトの搾汁を (略) いる旨 濃縮トマトを使用して (1) (略) (2) 「濃縮トマト還元」の文言を14ポイント活字以上の大きさの文字で <u>各商品名に併記する。ただし外面が平滑でないびん容器の王冠に表示する場合にあつては、8ポイント活字以上の文字とすることができる。</u>

変更後		変更前	
ト マ ト の 搾 汁 の 含 有 率	<p>(1) トマト果汁飲料について表示する。</p> <p>(2) 含有率は、<u>商品名の表示されている箇所</u>に近接した箇所にJ I S Z 8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの文字で実含有率を上回らない10の整数倍の数値により、%の単位で、単位を明記して表示する。</p>	ト マ ト 果 汁 の 含 有 率	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 含有率は、<u>製品の総重量に対する重量百分率とし、10パーセント刻み(端数は切り捨てる。)</u>で、<u>商品名の表示と同一視野に入る場所に、14ポイント活字以上の大きさの文字で表示する。</u></p>
(特定事項の表示基準)		(特定事項の表示基準)	
<p>第3条 規約第4条に規定するトマトが主原料である旨の表示は、「トマトミックスジュース」とJ I S Z 8305に定める14ポイント活字以上の大きさの文字で、野菜ジュース等の表示の<u>同一視野内に表示</u>すること。</p>		<p>第3条 規約第4条に規定するトマトが主原料である旨の表示は、「トマトミックスジュース」と14ポイント活字以上の大きさの文字で、野菜ジュース等の表示に<u>併記</u>すること。</p>	
(不当表示の禁止)		(不当表示の禁止)	
<p>第4条 規約第5条各号の規定による不当表示の類型を例示すると次のとおりである。</p> <p>(1) <u>客観的な根拠に基づかない</u>天然、自然、純正、ピュア一等の文言を表示すること。</p> <p>(2) 生、フレッシュ等の文言を表示すること。ただし、新鮮な生野菜、生果実から直接製品化した<u>もの</u>について、<u>原材料</u>の説明をする場合は差し支えない。</p> <p>(3) 不老長寿、疲労回復等の文言を表示すること。 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) <u>濃縮トマトを使用したものに「シーズンパック」、「ストレート」と表示すること。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>(5) 内容量が直接の容器の内容積の90パーセント未満のもの。</p>		<p>第4条 (略)</p> <p>(1) 天然、自然、<u>純粋</u>、純正、ピュア一等の文言を表示すること。</p> <p>(2) 生、フレッシュ等の文言を表示すること。ただし、新鮮な生野菜、生果実から直接製品化した<u>トマトジュース、トマトミックスジュース</u>について、<u>原料</u>の説明をする場合は差し支えない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>健康、美容、栄養等の文言を表示すること。ただし、トマトジュース、トマトミックスジュースについて、説明文中に使用することは差し支えない。</u></p> <p>(5) <u>100パーセント等の文言をトマトジュース、トマトミックスジュース以外に表示すること。</u></p> <p>(6) <u>新鮮な生野菜、生果実から直接製品化したトマトジュース、トマトミックスジュース以外のものについて、シーズンパック等と表示すること。</u></p> <p>(7) <u>特選、極上、最高級等の文言を表示すること。</u></p> <p>(8) <u>特級、標準その他等級を示す用語と紛らわしい用語を、トマト加工品の日本農林規格の規定により格付されたもの以外のものに表示すること。</u></p> <p>(9) (略)</p>	

附 則

- 1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行

する。

- 2 この規則の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成 32 年 3 月 31 日までに製造され、加工され、又は輸入されるトマト加工品に係る表示については、この規則の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。